

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査対象

健康福祉部 社会福祉課、健康福祉部 長寿福祉課、議会事務局 議事課

2 対象期間

令和2年度（令和2年4月1日～令和2年11月30日）

3 監査の実施期間

令和2年12月4日(金)～令和3年2月25日(木) ※1/15ヒアリングを実施

4 監査の目的及び方法

この監査は、財務に関する事務の執行が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査対象課より事前に監査資料の提出を求め、諸帳簿、証憑書類等を審査し、関係職員から説明を聴取して監査を実施した。また、行政監査の視点に立った監査も併せて行った。

なお、議事課の監査において、政務活動費に係る監査については、地方自治法第199条の2の規定に基づき、山崎雅男監査委員を除斥した。

5 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行（予算執行・収支・契約・出納保管・財産管理等）について
- (2) 市民サービスの向上と事務事業の取組みについて
- (3) 各課の事務内容と職務分担及び職員の勤務状況について

第2 監査対象の概要

（職員数は令和2年11月末現在）

1 社会福祉課 【全体 職員26名（うち管理職5名）、会計年度任用職員8名】

児童福祉係 【職員8名（うち管理職1名）、会計年度任用職員5名】

子どもの貧困対策、地域福祉計画、民生委員・児童委員、母子生活支援施設入所措置、助産施設入所支援、要保護児童対策地域協議会、福祉施設管理、日本赤十字社、地域支えあい活動、児童虐待等家庭児童相談、配偶者暴力、こんにちは赤ちゃん事業、母子・父子家庭の自立支援、特別弔慰金、旧軍人等の恩給及び援護、保護司、遺族会、児童手当、児童扶養手当、社会福祉協議会、国民生活基礎調査等に関すること

障がい福祉係 【職員9名（うち管理職1名）、会計年度任用職員1名】

障がい者基幹相談支援センター、障がい福祉サービス給付、自立支援医療、補装具・日常生活用具等の各種助成、障害者手帳、手話通訳等に関すること

援護係 【職員7名（うち管理職1名）、会計年度任用職員2名】

生活保護、生活困窮者自立支援、就労支援、介護券、医療券等に関するこ

- と
- 2 長寿福祉課 【全体 職員 18 名（うち管理職 3 名）、会計年度任用職員 6 名】
- 長寿福祉係 【職員 4 名（うち管理職 1 名）】
 敬老会、敬老祝品、老人クラブ補助事業、在宅介護手当、紙おむつ支給、配食サービス、緊急通報システム設置、生活支援短期入所、寝具乾燥サービス、訪問理美容サービス助成、救急医療情報キット等に関すること
- 地域支援相談係 【職員 8 名（うち管理職 1 名）】
 地域包括支援センター、介護予防・日常生活支援総合事業、在宅医療・介護連携推進事業、認知症施策、地域ケア推進会議、介護認定審査会の運営、高齢者虐待、生活支援体制整備事業、成年後見等に関すること
- 介護保険係 【職員 5 名、会計年度任用職員 6 名】
 介護保険事業計画、介護保険施設整備、介護保険資格管理、介護保険給付、地域密着型サービス、居宅介護支援事業所の指定、介護認定審査会の設置、要介護及び要支援の認定等に関すること
- 3 議事課 【全体 職員 5 名（うち管理職 2 名〔議会事務局長含む〕）】
- 議 会 係 【職員 3 名】
 議員報酬・費用弁償、議員共済関係及び公務災害補償、政務活動費、議長会、議員の表彰資料、議事堂の管理、議会図書室、本会議及び委員会、議会運営委員会、協議会その他会議、発言及び質問通告、請願書及び陳情書、議案・意見書・決議、議事日程及び諸般の報告、議会において行う選挙、本会議の会議録の調製、委員会の記録の調製、諸会議の記録、本会議の傍聴取締り及び警備、議決事件の処理報告、地方制度関係法規の調査、議会情報システムの管理・運用等に関すること

第3 監査の結果

1 社会福祉課

(1) 調書・聞き取りによる確認事項

ア 燕市障がい者基幹相談支援センターでは、燕市における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいのある人への相談支援に加え、相談支援事業所等に専門的な指導・助言や情報収集及び情報提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を総合的に行っている。令和2年度は支援センター機能強化事業を実施し、地域相談支援体制の底上げを図った。具体的な内容として、相談支援専門員個別面談を行い、専門員が抱える相談支援での課題等に対して、主体的に取り組んでいけるように助言を行った。また、研修を参加型研修に見直したほか、相談支援事業所からの依頼があれば、所内のケース検討会に参加し、ケース検討の進め方やポイントなどを助言する事業を拡充した。複雑多様化する利用者や家族のニーズに対して、適切な対応が求められる相談支援専

門員の負担が大きいことが課題であり、負担を軽減するための支援と、スキルアップに向けた取り組みを今後も継続していきたいとしている。

イ 障がい福祉系の時間外勤務が増加している。障がい福祉サービスの充実と周知活動の成果により、窓口相談が増加しており、1回の相談時間が長時間に及ぶことが多いことから、他の事務業務に影響が出ていることが主な原因である。基幹相談支援センター職員が、相談業務だけでなく事務業務も分担して行っているが、時間外勤務の圧縮は工夫や努力で補えない状況であり、人事担当に人員の適正配置を要望しているところである。

ウ 燕市子どもの貧困対策検討会議を設置し、燕市の子どもの貧困対策の推進に必要な施策等の協議及び検討、進捗管理を行っている。これまでの成果として、児童扶養手当受給者等への相談機会の提供や、弁護士による悩み事相談会の開催などの相談体制の強化、子どもに放課後等の居場所を提供する団体等に対し、運営費の助成や意見交換を行い安定した運営ができるようにするなどの事業を実施した。子どもの貧困はすぐに解決できる問題ではないため、引き続き保護者から心配事や意見を聞きながら、支援事業に取り組んでいきたいとしている。

エ 生活保護法に基づく保護費の返還金は、令和2年12月末現在で42件11,628,526円である。担当者による徴収や督促を行い、返還指導を行っているが、生活保護費の返還金については概ね最長60カ月で返還することが望ましいとされていることから、徴収期間が長期に及んだり、その後の家庭状況の変化により返還困難世帯が生じるなど、対応に苦慮している。また、生活保護法上の最低生活費から返還すべき金額を求めた場合に、生活が成り立たなくなることの無いよう配慮が求められているため、強く指導できない状況にある。今後も未納額の解消に向けて継続的に取り組んでいくとしている。

(2) 意見

障がい者基幹相談支援センター機能強化の一つとして、相談員等に対し各種研修会を実施することにより、ソーシャルワークの新たな知識の習得や相談支援技術の向上、習得する機会となったことから、今後も充実した研修会の実施、相談員のスキルアップに努められたい。

生活保護受給者への定期訪問については、ランクに応じた訪問頻度で健康状態や生活状況等の確認、相談等を実施しているが、その際、受給者とのコミュニケーションを十分に図り、早期自立に繋がる支援、指導についても注力していただき、受給者の減少に努められたい。

「子ども貧困対策」については、「燕市子ども貧困対策検討会議」で必要な施策等の協議、検討、進捗管理をされていることから、今後も、該当者に寄り添った効果的な対策を実施し、燕市における子どもの貧困問題の解消に努められたい。

2 長寿福祉課

(1) 調書・聞き取りによる確認事項

ア 令和3年度以降、紙おむつ支給事業が介護保険地域支援事業交付金の対象から外れるため、対象要件・支給額などについての見直しの協議を重ねていたところ、厚生労働省から対象要件付きで令和3年4月1日から令和6年3月31日まで交付金対象とする旨の通知があった。国の対象要件通りの見直しをするには、市民への周知期間が不足していることから、令和3年度は現行通りの支給を行うこととした。令和4年度以降については、国の対象要件を踏まえ、県内他市の状況や燕市の在宅福祉サービス全体の水準を考慮し、事業内容の見直しを検討するとしている。

イ 平成30年4月から認知症初期集中支援チームをスタートし、令和2年10月末現在で14人を支援している。活動内容は、複数の専門職がチームとなり、認知症が疑われる人及びその家族を訪問し、認知症状・生活状況の確認を行った上で、対象者の状況に合わせた初期支援を行うものである。チームでサポートするメリットとして、医師と常に情報を共有することによって課題を焦点化できること、チーム員で知恵を出し合い、支援の方向性を検討できること、多様な視点で対象を見ることにより、様々な角度から支援を検討できることなどがある。チームの支援が必要なのか迷い、なかなかケースが上がって来ないという課題もあり、早期の相談につながるよう、医師会や薬剤師会などにも周知を行っていききたいとしている。

ウ 福祉台帳システムで高齢者福祉サービスのうち13事業において、対象者入力、実績入力、利用負担金徴収、収納処理を行っている。システムの導入により、対象者のサービス利用状況の把握が容易となり、各種届出や問い合わせ等にスムーズに対応できるようになった。まだ機能が搭載されていない事業についても、機能の追加を要望しているところである。

エ 燕市成年後見制度利用支援事業は、判断力が十分でない要支援者の福祉の増進のために成年後見制度を利用するにあたり、成年後見人等の報酬に係る費用を助成するものである。平成29年度は7件、平成30年度は10件、令和元年度は15件の助成を行っており、増加傾向にある。

(2) 意見

「紙おむつ支給事業」については、国の介護用品支給事業が令和6年3月31日まで交付期間を延長されることとなり、市として令和4年度以降に事業内容の見直しを検討するとの見解が示されたが、高齢者世帯の生活に影響があることから、その対応については市民の理解が得られるよう十分な対応に努められたい。

平成30年度からスタートした「認知症初期集中支援チーム」によるサポート体制については、医師との連携やチーム内で様々な意見交換ができ、質の高い支援が出来たことは評価したい。今後は、課題にもあるように、支援チームの活動内容を関係団体に周知し、支援件数の増加を含め更なる認知症施策を推進されるよう努められたい。

「成年後見制度利用支援事業」については、後見人を必要とする方の財産と権利を守るため、今後とも庁内関係部署との連携を図り適切に推進されるよう努められたい。

3 議事課

(1) 調書・聞き取りによる確認事項

ア 市議会において、ペーパーレス化による経費削減と、議会運営の充実、議会の「見える化」を目的として、平成30年9月議会からタブレット端末とクラウドサービス型文書共有システムを導入している。これらを理事者側と並行して導入することにより、効率的な議会運営を図っている。ペーパーレス化による歳出削減は達成できたものの、クラウドサービス型文書共有システムについては、「より便利」な機能を追加・更新しようとする場合にはコストがかかる。システムの今後の運用については、ルールや方向性を理事者側と協議していく必要がある。

イ 他市からの行政視察の申し込みは紙が中心だったが、今年度から、ホームページ上の「かんたん申請システム」で受け付け可能とした。例年、年間20件程度の行政視察を受け入れているが、今年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、視察の受け入れを見合わせている。

ウ 議長交際費の支出については内規を定めているものの、どのような団体に対して、また、どのような目的の場合に支出するかが明確でない内容となっている。基準を明確に定めておく必要がある。

(2) 意見

平成30年9月議会からタブレット端末を利用した、資料の電子化を図り効率的な業務の遂行を図り効果が出ているが、更なる機能追加についても市民サービスの向上、業務の必要性を精査し慎重に検討されたい。

議長交際費については、「議長交際費支出基準」を作成し適切に支出管理されていることは評価できる。今後も、支出の目的や効果等を十分に検討し有効な支出となるよう努められたい。

全国市議会議長会の他、各関係団体へ負担金を支出していることから、交付先団体の決算や活動内容についても把握するよう努められたい。